

夕張市の健全化判断比率の状況

(単位：%)

	平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度決算	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	0.36	—	0.27	—
実質公債費比率	36.8	36.8	43.1	42.8	41.5	40.9
将来負担比率	1,091.1	1,091.1	935.2	922.5	937.0	891.3

	平成24年度決算		平成25年度決算		平成26年度決算	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	0.17	—	0.07	—	—	—
実質公債費比率	41.3	40.0	50.1	47.2	65.0	61.0
将来負担比率	886.1	816.1	833.9	748.7	820.7	724.4

	平成27年度決算		平成28年度決算		平成29年度決算	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	79.0	76.3	80.1	76.8	76.7	73.5
将来負担比率	706.3	632.4	747.1	594.2	529.3	516.2

	平成30年度決算		令和元年度決算		令和2年度決算	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	72.2	71.8	70.7	69.9	71.0	70.0
将来負担比率	491.4	440.2	447.7	399.7	385.1	336.0

	令和3年度決算		令和4年度決算	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実質赤字比率	—	—	—	集計中
連結実質赤字比率	—	—	—	同上
実質公債費比率	72.2	68.3	71.7	同上
将来負担比率	353.7	274.0	295.5	同上

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年六月二十二日法律第九十四号）（抄）

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

- 2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。
- 3 地方財政法第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。
- 4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年十二月二十八日政令第三百九十七号）（抄）

（財政再生団体に係る地方債の許可手続）

第十四条 法第十三条第一項（第二十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、地方財政法施行令第二条第二項に規定する事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣の定める期間内に、これを総務大臣に提出しなければならない。

- 2 総務大臣は、法第十三条第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

令和5年度地方債同意等基準（令和5年総務省告示第百七十一号）（抄）

第四 財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

- 一 健全化法第10条第3項の規定に基づく同意を得た財政再生団体の地方債の許可基準等
 - 1 財政再生計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に進んでいる財政再生団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。
 - 2 財政再生計画の実施が着実に進んでいない財政再生団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。
 - 3 再生振替特例債については、健全化法第12条第1項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。
- 二 一に係るもの以外の財政再生団体等の許可基準

健全化法第11条ただし書及び健全化令第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。また、健全化法第20条第1項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

三 財政再生団体等が加入する組合等の場合

財政再生団体等が加入する組合については、当該財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。